

【山形県自転車の安全で 適正な利用の促進に関する条例】

令和元年12月24日施行

条例の主な内容

1 交通ルールへの遵守

- ・自転車の交通ルールやマナーの遵守

2 自転車の安全利用

- ・定期的な点検、整備
- ・ヘルメットの着用義務（努力義務）

3 自転車の適正な管理

- ・自転車を駐輪する際の施錠、放置の禁止
- ・利用しなくなった自転車の適正な処分

4 自転車交通安全教育の充実

- ・学校、家庭における交通安全教育の実施

5 保険加入の義務化(令和2年7月1日施行)

- ・自転車損害賠償責任保険等への加入義務化
全国的に見ると・・・

高額賠償事例

賠償命令額 **9,521万円**

男子小学生が運転する自転車が、歩行中の女性と衝突した事故
女性の意識が戻らない状態となり、男子小学生の母親に賠償命令

